いわぬま 市議会だより
2014・3 第123号
発行／岩沼市議会
〒989-2480 宮城県岩沼市桜一丁目6番20号
☎0223(22)1111(代表) 内線 272・273
編集／議会報編集特別委員会
✉ k-gikai@city.iwanuma.miyagi.jp
HP http://www.gikai-iwanuma.jp/
印刷／株式会社ソノベ

議会報告会を開催

議会基本条例見直し素案を市民に提示

岩沼市議会は昨年10月12日、勤労者活動センターで議会報告会を開きました。出来上がった市議会基本条例の見直し素案について、市民から意見や要望を聴くためで、議員全員が初めて一堂に会して行われました。

報告会には市民ら18人が参加。髙橋孝内議長のあいさつに続いて、議会基本条例見直し検討特別委員会の松田由雄委員長が見直しの理由や内容を説明した後、意見交換に入りました。

意見交換ではさまざまな質疑応答がありました。市民の発言がどのように扱われるかに関しての確認。条文に加えられた「確たる事実に基づかない発言」の意味や、ブログなどについて議論が交わされました。

議会報告会に先立ち、市のパブリックコメント条例に準じて、見直しに関する市民の意見も公募しました。

基本条例は「開かれた議会の実現や地方分権の時代に備えるため」として、平成22年2月定例会で制定。昨年の2月定例会で「見直しが必要だ」として、特別委員会が設置されました。

基本条例の主な改正点

① 第7条に「地位を利用した行為、不正の疑惑を持たれる恐れのある行為、確たる事実に基づかない発言及び情報発信を行ってはならない」ことを加えました。

② 第12条の「議会報告会」を市民との意見交換を行うためとして「議会懇談会」に改めました。

③ 第14条に「本会議や委員会で市長等は反問することができる」ことを加えました。

主な意見

- パブリックコメントの意見も参加者に配布すべき
- 第7条の議員の政治倫理の改正は非常に抽象的な文で、憲法のような議会基本条例に適しません。懲罰動議につながるところなので慎重に
- 報告会が1回では市民とのコミュニケーションを大事にと相反している
- 議会報告会のテーマとして（市民から）かけ離れている
- 「品位」「品格」がやたら多く出てくるが、むしろ品位は問わない。自由闊達に議論してほしい
- ブログを議会基本条例で規制することは、問題だと思う。議会基本条例の改正の対象外ではないか。議会基本条例は議会内の発言に限定してはどうか
- 「確たる事実に基づかない発言及び発信を行ってはならない」とある。これではビジョンが述べられない。新聞記事が活用できなくなる。おかしな案だ
- 不利益や誹謗中傷されれば、裁判に訴えればよい
- 内容の捉え方は読む側の問題、本人がどう思うかの問題。ネットで情報が発信できなくなれば、われわれ市民はどこを見ればよいのか。どうやって情報を得るのか。毎週議会報告会を開催するのか
- 議会基本条例は議会のことで、議員自身の問題。意気込みは分かるが、やりすぎると自分たちの首を絞めてしまわないか

その他の意見・質問

- 千寿荘の復興について議論を深めてほしい
- 政務活動費は堂々と増額を要求して議会活動してほしい
- 千年希望の丘は南側から整備できないか。北側は集団移転する。寺島はどこに逃げるのか
- 水道水の放射能は大丈夫か。放射能汚泥の保管は東京電力に要求してはどうか

編集後記

1月の臨時会で新編集委員が選任されました。そのため今回の編集は一般質問の最初の校正を前委員、その後を新委員が手掛けました。表紙写真、小見出し、主な議題は選任の担当者を決め、概要や編集後記は順番で担当します。2名の新「小見出し」担当は11文字に頭をひねり、3名の「主な議案」担当は12月議会と2回の臨時会分の原稿で大忙しでした。

2年間このメンバーで、読みやすく、わかりやすい議会だよりにしていきます。よろしくお願い申し上げます。

議会報編集特別委員会

委員長　渡辺ふさ子
副委員長　布田　恵美
委　員　大友　克寿
大友　健
長田　忠広
佐藤　一郎
佐藤　淳一
布田　一民

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
VEGETABLE OIL INK 植物油インキを使用し、環境にやさしい水なし印刷方式を採用しています。